

令和6年度事業計画書

我が国では65歳以上の高齢者が3,600万人を超え、高齢化が著しく進展する中、年金・医療・介護といった社会保障に関する諸課題は多く取り上げられますが、長くなった高齢期を、いかに有意義に、そして充実した生活を送るかが、一方で問われています。

このような状況の中、シルバー人材センターは、高齢者が健康を維持しながら、就業並びに社会奉仕活動等を通じて生きがいを持ち、人手不足分野の下支えや地域の活性化に寄与する団体として、様々な事業に取り組んできました。令和6年度の当センターは、新たな「第七次中期計画」の初年度にあたり、その主要項目である「会員拡大」「就業機会の確保と拡大」「安全・適正就業の推進」「組織強化」に基づいて、事業運営を行っていきます。

また、昨年10月に導入された「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に伴う消費税の納税は、センターの事業運営において多大な影響を受けています。さらに、本年秋頃に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」は、業務に安心して安定的に従事するための環境整備という趣旨であり、センター会員にも適用され、国が進める新たな契約形態への移行も喫緊の課題です。

本年度は、このような新たな諸課題への取組みとして、会員の一層の利便性や事業運営の効率化並びに組織の強化を図るために、デジタル化を進めて行きます。また重大な事故の発生や事故件数の増加を踏まえた安全就業、法令遵守による適正な就業、地域貢献としてのボランティア活動、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成等を推進して行きます。

数年間続いていたコロナ禍の影響が薄れ、社会生活全体が戻りつつある状況の中で、「いきいき わくわく 地域のシルバー」の新スローガンを掲げ、地域に根差したシルバー人材センターの強みを生かした事業運営を行ってまいります。

項目別には、以下のとおりです。

I 会員拡大

1 入会促進

- (1) 定年延長等に伴い、多様な働き方を希望する高齢者に、ホームページやハローワークを通じて、センターの魅力を発信します。
- (2) 入会希望者に対して、毎月の定例説明会の他に、出張説明会やWEB入会等の様々なかたちの説明会を開催します。

- (3) センターで就業するにあたり、未経験の職種にも安心して就くことができるように、就業体験の場を設けます。

2 会員の満足度向上

- (1) 窓口における随時の就業相談の他、定例の相談会を毎月実施します。
- (2) リサイクルや防災に関するミニ講座の開催を「知る場」等で企画し、会員に対して、新しい知識や、学び直し等の場を提供していきます。
- (3) フリーランス法に対応するため、「Smile to Smile (通称：スマスマ)」やSNSの登録を推進します。また、デジタルに不慣れな会員への個別相談等を実施します。
- (4) 「共助会」組織への側面的な支援を通じ、入会促進並びに仲間づくり等の施策の充実に努めます。

II 就業機会の確保と拡大

1 会員のスキルアップ

- (1) 新入会員を対象に、「入会時研修」を実施し、また「定例日研修」を改め、入会後の段階的な研修体系の構築を図ります。
- (2) 仕事別グループの開催や、自発的なグループミーティングを奨励し、円滑な就業現場の確保並びに作業の標準化及びレベルアップを図っていきます。
- (3) 就業リーダーに対し、希望する会員が誰でも就業できるように、リーダー研修を行っていきます。
- (4) 会員個々のスキル向上を図るため、接遇力向上研修や職種別の技能研修を企画します。
- (5) 会員が、地域の支え手となれるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- (6) 上部団体である「東京しごと財団」主催等の研修や講習会への参加を推奨し、知識や技能等、スキルの習得を図っていきます。

2 地域ニーズの把握

- (1) 新規就業先の開拓のため、ダイレクトメールの送付や訪問活動を行うとともに、行政に対しても新たな公共事業や指定管理者からの請負・派遣業務の発注に向けた働きかけを行っていきます。
- (2) センターに対する評価や要望等を把握するため、発注者へのアンケートの実施について、検討をいたします。
- (3) ライフワーク説明会等を実施し、人手不足分野の就業会員の確保と養成を行います。

3 発注者の満足度向上

- (1) 一般家庭等の仕事について、技能職における後継者育成や、地区単位に編成した「暮らしのサポート隊（家事援助周辺事業）」等を通じて、就業の拡大を図っていきます。
- (2) コーディネーター等を通じて、継続契約先に対し、サービス向上のため、就業内容の点検や改善を行い、フォローアップ体制の充実に努めていきます。
- (3) 発注者の利便性向上のため、一部の受注についてオンライン受注の仕組づくりを行います。

III 安全・適正就業の推進

1 安全就業の推進

- (1) “安全は全てに優先する”の基本理念のもと、「安全就業基準」並びに「作業別安全就業基準」の周知徹底を行い、組織一丸となって安全就業に取り組みます。
- (2) 会員の安全に対する意識啓発を図るため、ポスター掲示並びにリーフレット配付、安全情報誌の発行、安全標語の募集等を行っていきます。
- (3) KYT（危険予知トレーニング）の推進や健康維持管理等について、専門機関等と連携し、オンラインを活用した健康体操や、会員本人がセルフチェックできるアンケートを実施します。
- (4) 緊急時の早期対処が円滑に行われるよう、高齢者支援センターとの連携を強化し、安心・安全な体制づくりを目指します。
- (5) 酷暑期における就業・行動指針（ガイドライン）を幅広く職種グループに示していけるよう、積極的に発信していきます。
- (6) 就業時の安全意識の向上を図るため、仕事別グループの説明会や研修において、安全講義等を必須事項とする等、様々な機会を通じた周知・啓発活動を行っていきます。
- (7) 現場巡回を定期的に行い、就業前の準備運動の奨励や「安全就業基準」等に即した指導及び啓発活動を行っていきます。また、事故件数の多い職種については別途、特別巡回を実施します。
- (8) 刈払い機使用における適切な養生の仕方や、使用する刈払機の刃を限定し、石飛び事故の再発防止を徹底いたします。
- (9) 事故に関連する会員に聞き取りを行い、再発防止策を見出していきます。

2 適正就業の推進

- (1) 法令遵守等の適正な就業において、入会時研修を通じて会員に周知するとともに、発注者に対しては、書面で周知を行います。
- (2) 長期就業の是正について、指定現場を含むエントリー制度の見直しを検討し、効果的なワークシェアリングの推進を進めていきます。

- (3) 会員の能力に応じた就業、及び発注者に対する公平性を担保するため、除草に続き、植木剪定等の契約について、請負制度に順次切り替えていきます。

IV 組織強化

1 組織強化

- (1) 定例理事会及び必要に応じた臨時理事会を開催し、入会承認等の規程に基づく決議事項の他、重要方針の決定並びに諸規程の整備等を行います。
- (2) 専門委員会を毎月開催し、所掌次項の検討や計画、また必要に応じて実施をします。また、合同委員会を開催し、情報の共有や連携の強化を図ります。
- (3) 幅広い組織活動の推進のために、新たな専門委員会の立ち上げをします。
- (4) 地域におけるセンター事業の推進役である地区担当委員・地域班長の合同会議を開催し、事業の報告や計画、またセンターの現況や課題について認識を共有します。
- (5) 地域班の連携を深めるため、「地区担当委員連絡会」の開催や、自主的に集う「地区担当委員・地域班長意見交換会」等の開催を推進します。
- (6) 地域連絡会を全地域で開催し、センターの現況や会員相互の情報交換、また地域での就業やボランティア活動の計画等、地域班活動の活性化に努めます。
- (7) 確実に速やかに情報を発信するため、業務システム「Smile to Smile」の機能性の強化を図ります。

2 広報周知活動

- (1) ホームページについて、就業情報以外にもボランティア活動やイベント情報など、より積極的に発信し、情報の充実と利便性の向上を図ります。
- (2) 町田市に対して「広報まちだ」への掲載や、施設等へのパンフレット配架、町内会・自治会向けの掲示等の依頼を行っていきます。
- (3) 地域情報誌の活用やリーフレット等の新聞折込み並びに配付、また、マスメディアなど多様な媒体を通じたセンターの認知度向上を図っていきます。
- (4) センターのイメージアップを含む広報・周知を図るため、主催する「シルバー交流まつり」や、一般市民を対象にした町田市等が開催する各種イベントへ参加をします。
- (5) 全会員に対して、センターの動向や会員活動等の情報共有を図るため、会報誌「銀齢だより」を配布します。
- (6) 就業時や社会貢献活動における「ビブスの着用」、わくわくプラザ町田に設置する「きんじょの本棚 銀の架け橋（昭和⇄未来）店」を継続し、センターの認知度の向上を図ります。
- (7) 設立45周年に向けた記念事業等の検討を行います。

3 ボランティア活動の推進

- (1) 「市内一斉美化清掃」を含む地域班の活動や、仕事別グループ等を主体とした社会奉仕活動を推進し、“ボランティアへの全員参加”を目標に、参加延人員の1割増を目指します。
- (2) “住みよいまちづくり”に向け、町田警察署並びに南大沢警察署との協定に基づく防犯活動支援を行っていきます。
- (3) 町田市のホームタウンチーム「FC町田ゼルビア」等の試合運営支援を行っていきます。
- (4) 町田市との協定に基づいた「高齢者見守り活動」並びに「空き家対策」の周知啓発・相談事業に協力していきます。
- (5) 「赤十字運動支援」、「学校支援」等の公益性の高いボランティア活動を実施していきます。
- (6) 文具類を含む日用品の収集と寄付等のボランティアを実施します。

4 財政の安定化

- (1) 会報誌「銀齢だより」紙面における一般有料広告について、募集及び掲載をおこなうとともに、ホームページにおける広告掲載についても検討していきます。
- (2) 日常業務における経費節減を行っていくとともに、行政に対しては、公的補助の維持・増額の理解や働きかけを行っていきます。
- (3) 事務費や契約方法の見直しなどを進め、インボイス制度への対応等、センターの財政的な負担の軽減を図ります。
- (4) 「Smile to Smile」の活用等による業務全体のデジタル化を推進することにより、フリーランス法への対応を含め、センターの情報伝達及び業務の効率化を図ります。

以 上